

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(3 月 23 日)
(第 9 号)

第 9 号
3 月 23 日

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第9号

○平成22年3月23日（火曜日）

議事日程（第9号）

平成22年3月23日（火）午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第2 請願の件
〔採決〕
- 第3 意見書案第1号から意見書案第8号まで
〔討論、採決〕
- 第4 特別委員会の調査事項に関する報告の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号
- 日程第2 請願の件
- 日程第3 意見書案第1号から意見書案第8号まで
- 日程第4 特別委員会の調査事項に関する報告の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長	田	隆	尚
2	番	津	村		衛
3	番	森	野	真	治

4	番	水	谷	正	美
5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介
9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三千	宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稻	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	館		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美

32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	西塚	宗郎
44	番	萩野	虔一
45	番	永田	正巳
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
49	番	萩原	量吉
50	番	藤田	正美
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大森	秀俊
書記(事務局次長)	高沖	秀宣
書記(議事課長)	青木	正晴
書記(企画法務課長)	永田	慎吾
書記(議事課副課長)	米田	昌司

書 記 (議事課副課長)	藤 野 久美子
書 記 (議事課主幹)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主査)	竹之内 伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	安 田 正
健康福祉部長	堀 木 稔 生
環境森林部長	渡 邊 信一郎
農水商工部長	真 伏 秀 樹
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	山 口 和 夫
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	辰 己 清 和
県土整備部理事	長 野 守
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和

政策部副部長兼総括室長	竹 内 望
総務部副部長兼総括室長	北 岡 寛 之
総務部総括室長	中 川 弘 巳
防災危機管理部副部長兼総括室長	細 野 浩
生活・文化部副部長兼総括室長	橋 爪 彰 男
健康福祉部副部長兼総括室長	亀 井 秀 樹
環境森林部副部長兼総括室長	水 谷 一 秀
農水商工部副部長兼総括室長	加 藤 敦 央
県土整備部副部長兼総括室長	廣 田 実
企業庁総括室長	小 林 源太郎
病院事業庁総括室長	稲 垣 司
総 務 部 室 長	中 田 和 幸
教育委員会委員長	牛 場 まり子
教 育 長	向 井 正 治
教育委員会事務局副教育長兼総括室長	山 口 千代己
公安委員会委員長	水 谷 令 子
警 察 本 部 長	河 合 潔
警察本部警務部総務課長	大 内 敏 敬
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員長	飯 田 俊 司
人事委員会事務局長	梶 田 郁 郎
選挙管理委員会委員	宮 寄 慶 一

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が、所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第1号から意見書案第8号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

防災農水商工常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
19	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
71	工事請負契約の変更について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月12日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

防災農水商工常任委員長 笹井 健司

生活文化環境森林常任委員会審査報告書

議案番号	件名
27	三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月12日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

生活文化環境森林常任委員長 水谷 隆

健康福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件名
32	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月18日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

健康福祉病院常任委員長 北川 裕之

県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
31	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

4 4	工事請負契約について（一般地方道四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）橋梁整備（橋梁上部工）工事）
4 5	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターⅣ系水処理・送風機（機械）設備工事）
4 6	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター1系3池水処理・ブロワ・砂ろ過（機械）設備工事）
4 7	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第12工区）管渠工事）
4 9	工事請負契約の変更について（主要地方道紀宝川瀬線地方道路交付金（桐原トンネル（仮称））工事）
5 0	有料道路の事業変更に同意するについて

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月15日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

県土整備企業常任委員長 中森 博文

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 8	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
2 9	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
3 5	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案
4 8	工事請負契約について（鳥羽警察署庁舎棟建築工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月15日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

教育警察常任委員長 青木 謙順

政策総務常任委員会審査報告書

議案番号	件名
議提 1	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案
2 0	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
3 8	包括外部監査契約について
3 9	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
5 1	訴えの提起（和解を含む。）について
5 2	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月15日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

政策総務常任委員長 辻 三千宣

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2	平成22年度三重県一般会計予算
3	平成22年度三重県債管理特別会計予算

4	平成22年度三重県交通災害共済事業特別会計予算
5	平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
6	平成22年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
7	平成22年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算
8	平成22年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
9	平成22年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
10	平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
11	平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
12	平成22年度三重県港湾整備事業特別会計予算
13	平成22年度三重県流域下水道事業特別会計予算
14	平成22年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
15	平成22年度三重県水道事業会計予算
16	平成22年度三重県工業用水道事業会計予算
17	平成22年度三重県電気事業会計予算
18	平成22年度三重県病院事業会計予算
21	知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
22	三重県特別会計条例及び三重県県債管理基金条例の一部を改正する条例案
23	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
24	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

25	三重県県税条例の一部を改正する条例案
26	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
30	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
33	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
34	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
36	まつり博記念地域活性化基金条例を廃止する条例案
37	三重県農村地域における県税の特例に関する条例を廃止する条例案
40	林道関係建設事業に対する市町の負担について
41	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について
42	土木関係建設事業に対する市町の負担について
43	国営御浜土地改良事業に係る償還に対する町の負担の変更について
53	平成21年度三重県一般会計補正予算（第13号）
54	平成21年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
55	平成21年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）
56	平成21年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計補正予算（第3号）
57	平成21年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
58	平成21年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
59	平成21年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

60	平成21年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
61	平成21年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
62	平成21年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
63	平成21年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）
64	平成21年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）
65	平成21年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第4号）
66	平成21年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
67	平成21年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
68	林道関係建設事業に対する市町の負担について
69	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について
70	土木関係建設事業に対する市町の負担について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

ただし、議案第2号については、別添附帯決議を付した。

よって、ここに報告する。

平成22年3月18日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 山本 教和

「議案第2号 平成22年度三重県一般会計予算」に対する附帯決議

平成22年度三重県一般会計予算には、新県立博物館整備事業費27億624万7千円並びに建築工事及び工事監理業務委託に係る契約についての債務負担行為70

億6300万円が計上されている。

現在の県立博物館は、開館後半世紀以上が経過し、老朽化、耐震性の問題のため閉鎖中であり、県民に対し文化活動拠点としての役割を果たしていない。このため、長年課題となっていた資料収集、調査研究、展示・情報提供、学習支援などの機能を提供することが求められている。

一方、昨今の急激な経済情勢の落ち込みは、県民生活にも多大な影響を及ぼしており、本県の財政状況の悪化が懸念されている。このことから、総事業費120億円に上る新博物館整備の予算計上に至るまでには、県民への周知と理解を求める作業に最大限の力を注ぐことが必要であったが、県当局として十分に説明責任を果たしてきたとは言えない。

よって、県当局に対し、下記の事項について特段の配慮を強く求める。

記

- 1 新県立博物館の意義、整備の必要性、魅力、活用策などについて、広く県民に周知し、十分な理解を得るとともに、多様な手段を通じて得られた県民の意見、提案を尊重し、展示設計や運営に生かすこと。
- 2 総合文化センター等との相乗効果により、周辺一帯が本県の文化交流ゾーンとしての機能を十分に発揮できるよう、検討、調整を行うこと。
- 3 本県の文化的象徴としてふさわしく、県民が愛着を持てる博物館となるよう、県産材の積極的な使用を検討すること。

以上決議する。

平成22年3月18日

予算決算常任委員会

請願審査結果報告書

(新 規 分)

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請65	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について	津市観音寺町429 - 13 三重県保険医協会 会長 真鈴川 寛 外7名	萩原量吉 真弓俊郎	採択

県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請66	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターの放流水による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振興策を求めることについて	鈴鹿市白子1丁目6281番地の2 鈴鹿市漁業協同組合 代表理事組合長 黒田 耕一郎	末松則子 田中博三 藤田宜人 小林正人 今井智広 真弓俊郎 藤田正美	採択
請67	鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を求めることについて	四日市市東新町5 - 19 三重県鉄鋼特約店組合 理事長 須藤 清昭	中嶋年規 今井智広 真弓俊郎 末松則子 藤田正美	採択

意見書案第1号

より良質な歯科医療の実現を求める意見書案
上記提出する。

平成22年3月10日

提出者

健康福祉病院常任委員長

北川 裕之

より良質な歯科医療の実現を求める意見書案

歯及び口腔の機能の維持向上が、全身の健康並びに介護及び療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省による研究事業等で実証されている。また、その結果として、医療費を抑制する効果があることが指摘されている。

しかしながら、医療保険財政の適正化の推進に伴い、患者の負担が増加し、保険による歯科診療が受診しにくくなっている。平成16年の国民生活基礎調査によると、歯科疾患の自覚症状がある国民の約3割が通院を控えている状況にあり、患者の窓口負担の軽減が喫緊の課題である。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は平成22年度改定により引上げが行われることになるが、義歯や歯周病については、依然として保険の適用範囲では十分な治療を行うことができない状況である。

さらに、これまで歯科診療に係る新しい治療法に保険が適用されることが少なかったため、金属床の義歯等、一般的に行われている治療への保険の適用範囲の拡大が求められている。

よって、本県議会は、歯及び口腔の健康増進の推進が重要であることにかんがみ、国民がより良質な歯科医療を受けることができるよう、国において、下記の事項を早期に実現されることを強く要望する。

記

- 1 患者の窓口負担の軽減を図ること。
- 2 保険の適用範囲で十分な歯科医療が確保できるよう、診療報酬を更に改善すること。
- 3 安全で一般に普及している歯科技術が適用されるよう、保険の適用範囲を拡大すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

意見書案第2号

鉄鋼需要の喚起等につながる政策の実現を求める意見書案
上記提出する。

平成22年3月15日

提 出 者

県土整備企業常任委員長

中 森 博 文

鉄鋼需要の喚起等につながる政策の実現を求める意見書案

我が国の経済は、一昨年秋のリーマンショックを契機とした金融危機及び世界同時不況の影響を受けて大きく落ち込み、持ち直しの動きは見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような中、鉄鋼の需要も大きく減少しており、本県においても、現在の状況が長期化した場合には、鉄鋼の販売に携わる多くの業者は、事業の継続が困難となるおそれがある。

鉄鋼は広範な産業分野にわたって利用される素材であり、鋼材の安定的な供給の確保は地域社会の基盤形成に欠かせないものである。

また、公共工事における受注者選定の中で重要な役割を果たしている経営事項審査については、建設業を取り巻く社会経済情勢や建設業の経営の変化に即した評価項目等の見直しを行うことが必要である。

よって、本県議会は、国に対し、鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定的な供給の確保につながるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方道路網の渋滞の解消、水害及び津波被害の防止、公共建築物、橋梁等の耐震性の向上等を目的とした工事の促進等、必要な公共投資を確保する政

策を実現すること。

- 2 公共工事の入札において、企業実態をよりの確に反映できるよう経営事項審査の評価項目等について見直しを行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
国土交通大臣

意見書案第3号

持続的な水産業を確立するための水産政策を求める意見書案
上記提出する。

平成22年3月15日

提 出 者

今 井 智 広
北 川 裕 之
中 嶋 年 規
真 弓 俊 郎
藤 田 正 美

持続的な水産業を確立するための水産政策を求める意見書案

水産業をめぐるのは、資源状況の悪化、就業者の高齢化、水産物価格の低迷、
燃油価格の高騰等、困難な課題に直面している。

こうした中、平成22年度一般会計予算案では、地方自治体が地域のニーズに
あった計画を策定し、漁港、漁場、漁村の整備等各分野にわたる事業について

総合的な整備を進める、農山漁村地域整備交付金が新たに創設されている。

他方、水産物の安全性及び品質に対する消費者の関心が高まる中、老朽化した漁港施設の改善、産地の販売力の強化、流通の効率化及び高度化等による、水産業の一層の活性化も急務となっている。

よって、本県議会は、国に対し、水産業が直面する課題に的確に対処し、地域の創意工夫を生かした水産業の基盤整備を図るとともに、将来にわたって安全で良質な水産物を国民に安定的に供給するため、持続的な水産業の確立に向けた水産政策を推進されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

意見書案第4号

子ども手当の財源の地方負担に慎重に対処することを求める意見書案
上記提出する。

平成22年3月15日

提出者

今 井 智 広

北 川 裕 之

末 松 則 子

真 弓 俊 郎

藤 田 正 美

子ども手当の財源の地方負担に慎重に対処することを求める意見書案

中学校修了までの子どもに一人当たり月額1万3,000円を支給する、給付費総額が2兆2,554億円の子ども手当が、国の平成22年度一般会計予算案に盛り込まれた。

しかし、その一部は、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとされているため、地方や事業主の費用負担も求められている。

このことについては、地方六団体からも、国と地方の協議を求める声明が出されたところである。

また、平成23年度以降は、子ども一人当たり月額2万6,000円の支給が予定されており、更なる財源の確保も必要となっている。

よって、本県議会は、国において、下記の事項の実現に努められるよう強く要望する。

記

- 1 子ども手当の支給は国の責任として実施すべきであり、平成23年度以降については全額国庫負担とすること。
- 2 平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。
- 3 子育て環境の整備についても積極的に取り組むこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
厚生労働大臣

意見書案第5号

幼児教育及び保育サービスの充実を求める意見書案
上記提出する。

平成22年3月15日

提 出 者

今 井 智 広
北 川 裕 之
末 松 則 子
真 弓 俊 郎
藤 田 正 美

幼児教育及び保育サービスの充実を求める意見書案

政府は、平成22年度一般会計予算案に子ども手当の支給を盛り込んだところである。しかし、子育て世代は、幼児教育及び保育サービスの充実についても求めており、こうしたニーズにこたえる政策を的確に打ち出す必要がある。

特に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、すべての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することが求められる。

また、待機児童を解消し、すべての子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる社会づくりを進めなければならない。

よって、本県議会は、国において、下記の事項の実現に努められるよう強く要望する。

記

- 1 幼児教育に対する子育て世代の負担を軽減するため、段階的に幼児教育の無償化に取り組むよう検討すること。
- 2 国の責任の下、児童福祉の原則を踏まえた保育の質の向上に努めるとともに、保育所の整備等を図り、仕事と子育ての両立ができる社会の実現に取り組むこと。
- 3 待機児童の解消に努める地方自治体の創意工夫を最大限に引き出せるよう、支援の在り方を検討すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
文部科学大臣、厚生労働大臣

意見書案第6号

核兵器の廃絶及び恒久平和の実現を求める意見書案
上記提出する。

平成22年3月15日

提 出 者

今 井 智 広
北 川 裕 之
中 嶋 年 規
真 弓 俊 郎
藤 田 正 美

核兵器の廃絶及び恒久平和の実現を求める意見書案

核兵器の廃絶及び恒久平和の実現は、国民の心からの願いである。

しかし、いまだに世界には多数の核兵器が存在し、核拡散の脅威も高まっている。

2000年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議では、核軍縮、核不拡散等について合意されたが、2005年の同会議では、実質事項に関して合意に至らず、核軍縮はもとより、核不拡散体制そのものが危機的な状況に直面している。

他方、昨年4月、オバマ米国大統領は、プラハにおいて、核兵器のない世界に向けた現実的かつ具体的な方途を追求することを宣言した。また、同年9月

の国連安全保障理事会の首脳会合では、核兵器のない世界に向けた条件の構築を目指す決議が、全会一致で採択されるなど、核軍縮及び核不拡散に向けた機運は高まりを見せている。

よって、本県議会は、核兵器の廃絶及び恒久平和の実現のため、本年開催される核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において実効ある核兵器廃絶の合意がなされるよう、国において、下記の事項を講じられることを強く要望する。

記

- 1 平和市長会議が提唱する、2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
- 2 我が国及び朝鮮半島を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討するとともに、世界各地における非核兵器地帯条約の締結の促進に努めること。
- 3 核兵器不拡散条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核実験モラトリアムの継続の要請並びに兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始及び早期妥結に全力で取り組むこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

意見書案第7号

農家の経営基盤の強化を求める意見書案
上記提出する。

平成22年3月15日

提出者

今 井 智 広
北 川 裕 之
末 松 則 子
中 嶋 年 規
藤 田 正 美

農家の経営基盤の強化を求める意見書案

政府は、平成22年度一般会計予算案において、農業の戸別所得補償モデル対策として5,618億円を計上した。

同対策は、水田農業に取り組むすべての農家を対象とすることを原則とし、農家の経営基盤の強化に向けて期待されている。

しかし、農業経営の安定及び強化を図るためには、米以外の他の農作物への戸別所得補償の実施、担い手への農地集積の推進等も重要であり、その取組を求める意見もあるところである。

よって、本県議会は、国において、戸別所得補償制度の本格的な導入に当たっては、将来的に野菜、果樹、畜産等の多様な農業を支援する政策体系を構築するなど、農家の経営基盤を強化する施策を充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

意見書案第8号

改正国籍法の適切な運用を求める意見書案

上記提出する。

平成22年3月15日

提 出 者

奥 野 英 介
末 松 則 子
前 野 和 美
岩 田 隆 嘉
山 本 教 和

改正国籍法の適切な運用を求める意見書案

昨年1月、改正国籍法が施行され、出生後に日本国民である親に認知された子について、父母の間に婚姻関係が存在していない場合にも、届出によって日本の国籍を取得することができることとなった。

これは、婚姻の有無により子の国籍取得の扱いに差異を設けた改正前の国籍法の規定は一部違憲であるとする、平成20年6月の最高裁判所の判決を受けて行われたものである。

しかし、本改正については、いわゆる偽装認知によって、日本の国籍を取得しようとする事案の発生が懸念されており、実際、改正国籍法の施行後、偽装認知の事案が発覚している。

こうした偽装認知は、子どもたちの未来を損なうものであり、組織的に行われる不法な国籍取得に利用されるおそれもある。

なお、改正国籍法の成立に際しては、国会において、国籍取得の届出に疑義がある場合の調査、施行状況を踏まえた虚偽の届出の防止等に必要な措置等について、政府に格段の配慮を求める附帯決議も行われている。

よって、本県議会は、国において、偽装認知の事案の未然防止に向け、届出に係る審査に当たっては、法務局等が関係機関と連携を密にして十分な調査を行うなど、改正国籍法の適切な運用に万全を期されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

委 員 長 報 告

○議長（三谷哲央） 日程第1、議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から、順次委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。笹井健司防災農水商工常任委員長。

〔笹井健司防災農水商工常任委員長登壇〕

○防災農水商工常任委員長（笹井健司） 御報告申し上げます。

防災農水商工常任委員会に審査を付託されました議案第19号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外1件につきましては、去る3月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、3月10日に開催した本委員会での調査も含め、特に議論のありました事項について、5点申し述べます。

1点目は、チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波への対応及び漁業関係被害への対応についてであります。

去る2月28日、チリ中部沿岸で発生した地震に伴い三重県内にも津波警報が発表され、県災害対策本部が設置されるとともに、沿岸市町では、避難勧告や避難指示の発令による住民の避難対策が実施されました。

しかしながら、避難勧告、避難指示が発令されたにもかかわらず、避難所に避難しなかった住民や、津波警報が解除されない中、帰宅する住民もあったことから、県当局では、住民の避難状況などの調査を行うこととしていま

す。

県当局におかれては、これらの調査の結果を踏まえて、市町とも協議しながら、実態に合わせた避難など、効果的な津波への防災対策を検証されることを要望します。

さらに、検証された結果については、情報提供体系や避難体制等の強化、県民に対する防災意識の啓発などに生かし、総合的な防災力の向上に努められることを要望します。

あわせて、今回の地震に伴う津波の影響で漁業関係に被害が発生していることから、被害状況の詳細な把握を行い、関係機関と連携して、漁場の復旧等に対する支援を講じられることを要望します。

2点目は、地域防災力向上に向けた取組についてであります。

県当局は、地域の防災力を高めるために、自助、共助を軸とした、地域における自主的な防災活動の活性化を促進するため、自主防災組織への研修や訓練などの支援を行ってきたところです。

その中で、自主防災組織の訓練等実施率が昨年度と比較して4.7%上昇し、84%となったことは、これまでの取組の一つの成果であります。

県当局におかれては、引き続き自主防災組織の活性化に向けた支援を行うなど、地域防災力の向上に向けて継続して取り組まれることを要望します。

3点目は、今後の農業政策のあり方検討についてであります。

県当局は、農業・農村の振興に関する条例の基本的な考え方や、県農業の将来像、その実現に向けた施策の展開方向の枠組みなどについて検討を進めてきました。

一方、国においては、今後の農政の基本となる新たな食料・農業・農村基本計画が3月末に決定される見通しです。

この、国の新たな基本計画には、戸別所得補償制度の導入や、農業・農村の6次産業化の推進、また、10年後の食料自給率を50%まで引き上げることなどが盛り込まれるということです。

県当局におかれては、新規需要米の県内需要の喚起や農業・農村の6次産

業化に対する支援など、国の政策に対応しながら三重県の地域性を生かした農業・農村の振興施策に取り組んでいかれることを要望します。

なお、三重の食と農の活力向上推進条例（仮称）と基本計画の策定に当たっては、今回議論した条例制定に際しての考え方に沿って引き続き検討を行うとともに、県議会とも十分な議論を尽くされることを要望します。

4点目は、三重県水産業・漁業振興の検討方向についてであります。

県当局は、漁業で生活が維持でき、将来に希望が持てる漁業の実現と、豊かで活力ある農村の確立を目指して、中長期的視点に立った県全体のビジョンを策定するとともに、関係者が一体となって持続的な漁業生産や地域の活性化方向について検討を行うこととしています。

県当局におかれては、目指すべき10年後の姿を示す将来ビジョンの策定に向けて、国による漁業所得補償制度導入の検討状況を注視し、慎重に議論を重ねるとともに、教育や森林環境など、幅広い分野と連携しながら海に関する県民理解の増進に向けた取組についても検討していかれることを要望します。

最後に、三重県観光の持続的な発展のあり方についてであります。

県当局は、平成25年に迫った伊勢神宮の式年遷宮など、三重県への関心が高まる中、6月からの実施が予定されている高速道路料金の無料化や、ゴールデンウィーク等における休日分散化に向けた動きなど、観光を取り巻く状況の変化に対応するため、三重県観光の持続的な発展に向け、これからの戦略展開のあり方について検討を進めているところです。

県当局におかれては、関西圏及び中部圏の他府県との広域連携のもと、外国人誘客に力を入れるとともに、高速道路料金制度の行方を注視しながら、県内市町とも連携して、三重県が有する魅力の情報発信を行い、観光入り込み客数の増加に努められることを要望します。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（三谷哲央） 水谷 隆生活文化環境森林常任委員長。

〔水谷 隆生活文化環境森林常任委員長登壇〕

○生活文化環境森林常任委員長（水谷 隆） 御報告申し上げます。

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託された議案第27号三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る3月12日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、3月10日に開催した委員会での調査も含め、特に議論のありました事項について、3点申し述べます。

1点目は、四日市市大矢知・平津地内における産業廃棄物の不法投棄についてであります。

全国最大規模の産業廃棄物不法投棄現場となった本事案については、地元住民の忍耐強い活動により、学識経験者も交えた行政との協議を積み重ね、地元から要望のあったリスク評価表に基づく協議を進めていくことについて合意に至りました。

知事は、解決に向けて県が責任を持って対処することを表明し、謝罪しましたが、長年にわたり生活環境上の不安に苦しめられてきた地元住民の信頼を取り戻すためには、今後の県としての行動をもって示すほかありません。

当局におかれては、合意に基づいた調査の実施など、地元の皆様の安全・安心の確保を最優先とし、迅速かつ的確な対策を講じるよう、強く要望をいたします。

2点目は、三菱化学株式会社四日市事業所における排水測定データの改ざんについてであります。

今回の事件は、関連子会社にデータ改ざんを指示するなど悪質性が高く、日本を代表する化学メーカーとして、関係する法の制度に対する信頼を根幹から揺るがすものであり、こうした事態が内部告発でしか把握できない状況に無力感を感じ得ません。

当局におかれては、関係機関と連携した厳正な対応を行う必要があります。

排水データの改ざんについては、水質汚濁防止法を所管する四日市市の対応も踏まえ、立入調査等により社内でのコンプライアンス体制が確立される

よう指導を継続するとともに、県内の他の事業所に対しても法令遵守の周知徹底等を行われるよう要望いたします。

最後に、新県立博物館の整備についてであります。

新県立博物館建設に係る着工時期や、県民の理解、認知度については、予算決算常任委員会において議論を行ってまいりましたので、後ほど所管の委員長から御報告がございますが、本常任委員会としては、建築に係る詳細設計の最終報告等、所管事項調査に関しての報告を行います。

新県立博物館は、平成26年度当初の開館が予定されており、展示設計については並行して検討が進められます。

こうした中、博物館を運営する組織体制については、今後、学芸員3名の増員を予定していますが、開館と同時に新県立博物館の機能をすべて発揮できるよう、なるべく早期に館長を含めた人選を行うなど、検討に遅れが生じることのないよう、運営体制の構築を進めることを要望いたします。

また、博物館の基本的役割として、資料収集、調査研究、展示、情報提供、学習支援などの機能を県民に提供することが求められていますが、新県立博物館の計画では公文書館機能をあわせ持つこととされており、特に資料収集・調査研究機能について重視する必要があります。

しかし、公文書館機能については今後の検討課題とされており、詳細な方針の説明が得られませんでした。

当局におかれては、今後の検討に当たり、博物館の根幹としての収集、調査研究、保存、管理に至る体制について、一層の充実を要望いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（三谷哲央） 北川裕之健康福祉病院常任委員長。

〔北川裕之健康福祉病院常任委員長登壇〕

○健康福祉病院常任委員長（北川裕之） 御報告申し上げます。

健康福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第32号三重県病院事業条例の一部を改正する条例案につきましては、去る3月12日、17日及び18日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、

賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、1月27日、2月9日、15日、3月10日に開催した委員会も含め、特に議論のありましたことについて申し述べます。

最初に、県立病院改革についてであります。

1月27日の全員協議会において、県当局から県立病院改革に関する基本方針及び三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）が示されました。

当委員会では、2月9日に県内唯一の医師養成機関である三重大学の関係者を参考人招致し、県立病院改革に関連して、県内の医師配置や養成の状況などをお聴きしました。

また、2月15日には、志摩病院の指定管理条件や、「病院の姿」可能性詳細調査における総合医療センターの地方独立行政法人化に向けたシミュレーションの詳細について、県当局から聴き取り調査を行いました。

2月16日の本会議において、県立病院改革に関する条例案、予算が提出され、代表質問、一般質問での議論を経て、3月10日、12日に委員会を開催し、志摩病院への指定管理者制度の導入に関する条例案の審査並びに県立病院改革に関する審議を行いました。

このような状況の中で、3月12日に予算決算常任委員会の一部の委員から、県立病院改革に関連する予算の修正案が提出されました。

その後、正副議長より知事に対して要望が行われ、知事から県立病院改革に関する基本方針及び三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）の修正について、改めて説明したい旨の申し入れがありましたので、3月17日の委員会において、県当局から聴き取り調査を行いました。

これを受けて当委員会で審議した結果、志摩病院については、救急医療や周産期などの特殊医療、災害時医療、高度医療についての具体的な診療体制が指定管理条件に示され、議会が求めてきた病院の姿がより明確になったこと、また、総合医療センターについては、これまでに指摘してきた危惧を回避する方策が基本方針に示されたことにより、一定の評価を行ったところであります。

このことから、志摩病院への指定管理者制度導入に関する三重県病院事業条例の一部を改正する条例案を原案どおり可決すべきものと決定しました。

昨年2月に県立病院改革に関する考え方(基本方針)(案)が示されて以来、議会としては、公聴会や参考人招致などにより、広く県民並びに関係者の意見を聴きながら、県当局とも議論を重ねてまいりました。

平成22年度からは、県立病院改革に関する基本方針に基づき、病院改革が進められることとなりますが、実施に当たり、これまでに出された県民の様々な意見や議会における議論を踏まえて、次の2点について要望します。

まず、県当局は平成24年度からの総合医療センターの地方独立行政法人化及び志摩病院への指定管理者制度の導入を目指すとともに、一志病院、こころの医療センター、病院事業庁については、平成24年度以降の組織体制について検討を行い、改めて工程等を示すこととしています。

県当局におかれては、県立病院の経営形態の変更が行われるまでの期間においても県立病院の診療体制を堅持するために、必要な取組を実施されるよう、強く要望します。

また、県立病院改革が県民に良質で満足度の高い医療を安定的かつ継続的に提供することを目的にしていることを十分に踏まえ、県立病院改革に関する基本方針に基づき、改革を着実に進められるよう要望します。

次に、その他特に議論のありました3点について申し述べます。

1点目は、救急搬送受け入れ実施基準の策定についてであります。

県では、消防機関や医療機関等で構成する協議会を設置し、搬送先の医療機関リストや救急隊による観察基準などの実施基準を策定することとしています。

県当局におかれては、現場の救命救急士を含む救急隊員に対し、受け入れ病院などに関する有効な情報提供を行うことや、県外の医療機関に受け入れを要請する場合の手順についても十分に検討されるよう要望します。

2点目は、第二期三重県次世代育成支援行動計画(最終案)についてであります。

子育て施策を推進するためには、多様な保育サービスを充実する必要がありますが、保育所の一時預かりのサービス提供については、制度的な制約もあり、なかなか進まない状況にあります。

県当局におかれては、保育所の一時預かりについて、市町とも協議し、国に制度の要件緩和を要望するなど、サービス提供の推進に向け取り組まれるよう要望します。

3点目は、三重県子ども条例（仮称）制定に向けた取組についてであります。

今年度は地域子ども会議が、児童養護施設、特別支援学校を含む6カ所で開催され、地域における子どもたちの意見交換が行われました。

県当局におかれては、様々な立場にある子どもたちの意見を来年度に開催される子ども会議に十分反映されるよう要望します。

また、来年度に開催される条例検討会議で検討された内容を子ども会議へフィードバックするなど、条例づくりにおいて、子どもたちが主役となる仕組みについて工夫されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（三谷哲央） 中森博文県土整備企業常任委員長。

〔中森博文県土整備企業常任委員長登壇〕

○県土整備企業常任委員長（中森博文） 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第31号三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案外6件につきましては、去る3月11日及び15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会にて特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、総合評価方式の入札についてであります。

現在の総合評価方式では、共同企業体として応札する場合、基本的に代表

の1社のみを評価対象とされています。

評価の精度を向上させる観点から、代表以外の構成員についても一定の評価対象に加えるよう検討されることを要望します。

次に、流域下水道事業の志登茂川浄化センターに係る建設工事についてであります。

当該工事は平成21年12月に再開したところですが、工事の中断の原因となったくい工事を含め、適正な施工が確保されるよう、発注者として取り組んでいくことを改めて要望します。

また、計画処理水量の減少見込みについては、将来施工される第2期工事を相応の規模とするなど、供用後の運営にも支障のないよう、的確に対応されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（三谷哲央） 青木謙順教育警察常任委員長。

〔青木謙順教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（青木謙順） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第28号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案外3件につきましては、去る3月11日及び15日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会ですべて議論のありました事項について申し述べます。

まず、本年度の重点調査項目である犯罪抑止対策についてであります。

子どもや女性が被害となる事件が後を絶たず、心を痛めているところであります。当局においては、子どもや女性を犯罪の被害から守るため、昨年4月に設置された子ども・女性安全対策室が中心となり、犯罪情報等の発信、行為者の検挙等の諸対策を推進していますが、今後も関係機関と情報の共有を行う等、より緊密な連携を図り、取り組むよう要望します。

また、犯罪者を生まない社会の実現に向け、市町をはじめとした関係機関

や団体、地域と連携するよう要望します。

次に、特別支援教育の推進についてであります。

平成19年度から特別支援教育制度が導入され、これまでの障がい児教育の対象の障がいだけでなく、発達障がいも含まれることとなったこと等から、対象となる子どもたちの数も増加し、特別支援教育の重要性は高まっています。

当局は平成22年度から、自閉症に対応した教育課程のあり方に関する調査研究や、高等学校における発達障がいの指導支援等に新たにに取り組むこととしていますが、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、子ども一人ひとりに応じた支援を一層充実されるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(三谷哲央) 辻 三千宣政策総務常任委員長。

[辻 三千宣政策総務常任委員長登壇]

○政策総務常任委員長(辻 三千宣) 御報告申し上げます。

政策総務常任委員会に審査を付託されました議提議案第1号三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案外5件につきましては、去る3月15日に委員会を開催し、提出者並びに関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、特に議論のありました事項について申し述べます。

平成22年度当初予算に係る超過課税の配分については、厳しい経済情勢のもと、商工団体等からの要望を反映するため、これまでの配分を見直し、中小企業振興基金へ優先配分することとしました。

県当局は今後においても超過課税の活用状況について検証を行い、社会経済情勢に応じた効果的な活用について、さらに検討を進められるよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(三谷哲央) 山本教和予算決算常任委員長。

〔山本教和予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本教和） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第2号平成22年度三重県一般会計予算外49件につきましては、去る3月9日に委員会を開催し、総括質疑を行うとともに、3月10日から18日にかけて該当の分科会で詳細な審査を分担して行った後、3月18日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、議案第3号から議案第12号まで、議案第14号、議案第21号から議案第24号まで、議案第26号、議案第30号、議案第33号、議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第43号及び議案第53号から議案第67号までの37件については全会一致をもって原案を可決、議案第2号、議案第13号、議案第15号から議案第18号、議案第25号、議案第40号から議案第42号及び議案第68号から議案第70号までの13件につきましては賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、新県立博物館建設について、本委員会の委員から、議案第2号平成22年度三重県一般会計予算に対する附帯決議案が提出され、全会一致で採択されました。

本委員会の附帯決議は、次のとおりです。

現在の県立博物館は閉鎖中であり、県民の文化活動拠点として新しい博物館整備が求められていますが、厳しい経済情勢のもとで総額120億に上る予算を計上するには県民への周知と理解を求める最大限の努力が必要であるのに、これまでの県当局の努力は十分とは言えません。

よって、以下の3項目について、特段の配慮を求めます。

1、新県立博物館の意義、整備の必要性、魅力、活用策などについて、広く県民に周知し、十分な理解を得るとともに、多様な手段を通じて得られた県民の意見、提案を尊重し、展示設計や運営に生かすこと。

2、総合文化センター等との相乗効果により、周辺一帯が本県の文化交流ゾーンとしての機能を十分に発揮できるよう、検討、調整を行うこと。

3、本県の文化的象徴としてふさわしく、県民が愛着を持てる博物館とな

るよう、県産材の積極的な使用を検討すること。

以上、決議したものであります。

また、県立病院改革に関連し、3月12日に本委員会の委員から、議案第2号及び議案第18号の修正案が提出されましたが、その後、県当局からの県立病院改革に関する基本方針等の変更提案を受けて、提出委員から修正案の撤回の申し出がなされました。

修正案の撤回については18日の本委員会で許可したところであり、議案第2号及び議案第18号については、さきに述べたとおり、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

県当局におかれては、平成24年度からの総合医療センターの地方独立行政法人化及び志摩病院への指定管理者制度の導入を目指していますが、県民に良質な医療を継続して提供し、地域住民の不安を解消するために、基本方針に基づき迅速かつ着実に病院改革を進められるよう要望します。

その他、平成22年度の当初予算全般につきまして、県当局におかれては、県内の雇用・経済情勢を踏まえ、平成21年度補正予算とあわせた効果的な雇用・経済対策に取り組むとともに、最終年度となる県民しあわせプラン第二次戦略計画の重点的な取組や各施策の目標達成に全力で取り組むよう要望します。

なお、県債による財源確保については、国の交付税処置が一部見込まれるものの、将来の世代に過大な負担を強いることのないよう、県債残高の適切な管理により一層取り組んでいくことを要望します。

次に、審査の過程において特に議論のありました事項について申し述べます。

まず、3月9日の総括質疑においては、主に子ども手当等、国の施策に対する県の対応、企業誘致等による歳入確保への取組、新県立博物館に係る県民への情報提供のあり方、小中学校における学力向上、当初予算編成時の的確な税収見積もり、伊勢志摩地域の観光振興、子どもの医療費助成、個人住民税の特別徴収の推進、地域産品の販路開拓などについて議論されました。

その他、3月10日から18日に開催された各分科会で特に議論のありました事項について、各分科会委員長から報告がありましたので、その主なものについて申し述べます。

1点目は、農水商工部関係の事業の編成についてであります。

農水商工部関係の平成22年度一般会計の予算編成に当たっては、新規事業を含め事業が細分化され、非常に多くの事業が編成されています。

これは、きめ細かな事業により、様々なニーズにこたえられるためと思われませんが、一方で利用する立場から見れば、柔軟な運用が制限され、利用しにくいという意見もあります。

県当局におかれては、次年度以降の予算編成に当たっては、県民にとってわかりやすく、利用しやすい事業となるよう検討されることを要望します。

2点目は、県事業に対する市町負担金についてであります。

国の直轄事業に対する都道府県負担金については、平成22年度において維持管理分の一部が廃止されるなどの見直しが進められています。

県事業に対する市町負担金の見直しについて、本県では県と市町による検討調整会議を発足させたところですが、平成22年度以降の負担金のあり方について、国の動向も踏まえつつ、市町との協議を調べられるよう要望します。

3点目は、県立高等学校再編活性化に係る学校への支援についてであります。

平成20年3月に策定された県立高等学校再編活性化第三次実施計画に基づき、平成22年4月に宮川高等学校と相可高等学校が統合されることに伴い、宮川高校は平成24年3月をもって閉校となります。

新しい相可高校については、より一層の魅力化を図るため、新実習棟などの予算が計上されていますが、宮川高校については明確な予算措置がされない状況にあります。

閉校まで2年となった宮川高校についても、残される子どもたちが誇りを持って卒業できるよう、平成23年度末まできめ細かな支援をされるよう要望いたします。

4点目は、「美し国おこし・三重」総合推進事業についてであります。

所管の分科会において重点的に調査してきましたが、現在、基本計画のねらい通りの十分な成果が上がっているとは言えない状況と考えられます。

県当局には、今後の事業実施に際して、これまでの取組の成果について、第三者の視点を加えるなど、中立的な検証、評価が行われるよう要望します。

また、検証、評価を踏まえた上で、三重県全体の文化力が発揮されるとともに、地域づくりの担い手が県内のそれぞれの地域において育成されるよう、今後さらに努められることを要望いたします。

最後になりましたが、県当局におかれては、ただいま述べました点に加え、これまで本委員会や各分科会で行われた議論や意見を尊重し、また、本年度、本委員会から行いました申し入れや要望を十分踏まえ、今後の県政運営に生かされるよう、強く要望します。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(三谷哲央) 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長(三谷哲央) これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。49番 萩原量吉議員。

[49番 萩原量吉議員登壇・拍手]

○49番(萩原量吉) お許しをいただいて、ただいま上程中の71議案中、日本共産党は、16議案に反対、残り55議案には賛成であることを表明して、一般会計予算を中心に反対討論の理由を述べたいと思います。

反対する議案は、すべて言っておりますと時間ももったいないので、議案第2号平成22年度一般会計予算をはじめとしまして、13号流域下水道事業、それから、15号の水道事業会計、16号工業用水道事業会計、17号電気事業会計、18号の病院事業会計、これら会計の問題点を指摘したいと思いますし、20号と28号、これは、県職員、教職員の定数減の条例案、さらに、25号、こ

これは県税条例の一部改正で、またまた、それこそ差し押さえ強化、これは地方税が大変滞納になっているというのが問題でありますけれども、これはゆゆしき問題でありますけれども、払いたくても払えない人たちがたくさん増えている、この実態もやっぱりきちんと見なきゃならないわけですが、これは、国税徴収法第76条の給与の差し押さえ禁止、これは私、委員会でも随分やりとりをしましたので、予算決算常任委員会での総務部長の答弁は、そのとおりに実施されるように求めたいと思うんです。

さらに、32号の病院事業条例の一部改正、これは、いわゆる県立病院の民営化の条例、これらについては、私たちは断固反対を表明します。

さらに、40号から42号まで、あるいは68号から70号まで、これは、林道関係や県営農水産事業の建設事業、土木関係の建設事業に対する市町の負担、先ほど委員長の報告などにもあったように、私たち、一貫してこれまでこの不当性を指摘してきました。この点について反対を表明いたします。

さて、22年度の国の予算も、100年に1度と言われるような経済危機が世界的にも大きく広がり、新興国の経済活動の活発化などによって若干持ち直したとはいうものの、日本だけは二番底と言われるような心配がなされる、ますます深刻化する経済情勢の中で編成された予算であります。

しかも、昨年8月末、これまでの自民・公明政権から交代して、民主党が中心とする新しい政権が誕生したという、そういう意味での初めての予算案でもあるわけでありまして、一体どこがどう変わって、あるいはどこが変わっていないのか、このような点が大変注目を集めた予算案ではなかったかと思えます。

三重県の予算も、この国家予算の経済見通しや財政対策を、ある意味ではこれまで以上に大きく影響を受けざるを得なかった、こういう予算ではなかったか、このように思うわけであります。

今回の県予算の中でも、目玉と言うべきか、あるいは評価すべきと言うべきか、いろいろな予算案が出てきたわけでありましてけれども、新政権の政策というのはやはり、国民の、政治を変えたいという、そういった切実な願い

が大きく反映して前向きの要素があったと思うわけでありませぬ。

同時に、これまでの政権についても、この後の6カ月の中ではやっぱり、政治と金の問題や大企業応援、アメリカ言いなりという点では、あんまり変わらないではないかという期待外れの声も広がっている今日の事態でもあるわけでありませぬ。

具体的に三重県の予算にも編成されている、例えば高校授業料の無償化、これは前向きの要素として一定評価をしたいと思うんですけども、例えば私立高校の就学支援金の支給にとどまっている点、これは全額無償化ではありませんし、朝鮮人学校を4月の実施時期まで見送っているなどという問題も大変大きな問題だと指摘をしたい。財政を、扶養控除の廃止、特別扶養控除などが縮減などに求めたことでも、これまで授業料免除を受けてきた家庭でかえって負担が増える、そういう心配さえ新たに出ています。

また、これまで三重県が取り組んできた授業料減免制度の約3億円余り、これも国の交付金から除外をされて財源に充てられるという問題もあると指摘をしなければなりません。

子ども手当、これについても大いに物議を醸したところでありますけれども、マニフェストの最大の目玉としてきましたけれども、財源不足の中でなかなか来年度からの財源も心配だと。しかも、これまた、住民税も含めて年少扶養控除の廃止をするということで、これまた住民税値上げで保育料そのものに値上げの波が押し寄せる、そういう危険性もあるわけでありませぬし、保育制度そのものをやはり大きく変えていくというような点などがかかわって、もっとそれよりも、保育所の建設や待機児童解消、あるいは医療費の無料化などを国の制度でやるといったようなことのほうが子育て支援として一層大事だと、こういう議論も大きく広がってきていると思います。

深刻化する雇用問題の緊急対策や労働者派遣法の改正、あるいはまた緊急経済対策なども含めて、大企業の横暴にもきっぱり対決する姿勢が見えない、こういう点なども指摘せざるを得ませぬし、農家への戸別所得補償も生産費を賄うには極めて不十分だと、こういう状況になっております。

さて、そこで、三重県の予算とのかかわりでは、一つには、後期高齢者や障がい者など、弱い立場の人たちが本当に大事にされていない予算だという点を数々指摘したいですけれども、時間がないのではしよらなければなりません。後期高齢者医療保険制度も、県から16億円の基金も出して保険料の値下げを実施しようとしてしましたけれども、残念ながら、引き下げた県が7県あり、据え置いた県が18県ある中で、三重県は1.6%の値上げという形で、21都府県の値上げの中に入っている。障がい者やその家族、施設関係者の皆さんが切実な願いとして出した障害者自立支援法の廃止、これも、残念ながら、撤廃をされるどころか、利用者負担の軽減が若干進んだけれども、問題の根本的解決にはなっていないなどなど、指摘をしなければなりません。

景気対策の問題でも、重大な欠陥を持っています。

知事は提案説明でも、緊急雇用対策でまた4000名近い雇用をと言いましたけれども、県職員の、あるいは警察のOBの再雇用には役立っているけれども、本当に9000名派遣切りされた人たちが実際どれだけ就職できるのか、この点についての見通しなども含めてほとんどないと言わなければなりません。

労働者の低賃金の構造、あるいは非正規化、そんな中で雇用者報酬がずっと減少を続けて、まさにデフレスパイラルと言われるような状況、購買力の低下につながっていることは、皆さんもよく御承知のとおりであります。

さらに、3点目として私は、大企業の内部留保などにメスが入っていない、経済の循環がますますこれによって深刻化する点をこれまでも指摘してきました。

国の税収入も、1985年、昭和60年の38兆5000億円さえ下回るような深刻さ。このことは三重県でも同じでありまして、法人二税がこの2年間でどんどんと落ち込みました。610億円の減額をしなければならない。今、個人県民税は604億円ですね、今年の当初予算で。個人県民税が何と法人二税の1.8倍という、こんなひどい庶民増税、重税はないと、かつてなかったと言わなければなりません。

そんな中で、やっぱり相変わらずの大企業応援の政治、大企業への補助金

を継続したり、石原産業のための新小山処分場に県費、国費を投入するなどは指摘をしてきたとおりであります。

さらに、4点目、その税収減の中でも地方交付税がほとんど増えない。国からは、1.1%、14億円の増だけでごまかされた臨時財政対策債、これは地方交付税の振替制度で、赤字地方債とでも言うべきものであります。

これがここ3年間で急増いたしまして、今年度745億円、まさに、サラ金財政や、あるいは多重債務県財政と言わなければなりません。

事実、県債残高は急増して1兆1895億円にもなろうとしておりますし、元利償還、これは995億円にもなり、毎日の返済は2億7000万円、三重県は毎日借金残高で返済させられている、こういう状況にもなっています。

さらには、公共事業は抑制されたとはいえ、相変わらず大型公共投資の大盤振る舞いと私は指摘をしたい。残念なことに時間がなくて、川上ダムや木曾川導水路事業などは、徹底的に見直し、このことを強く求めたいと思っております。

さらに、総人件費の抑制、職員減らしの流れ、これは変わっておりません。

精神疾患、病気の急増、そして、追い詰められた過労自殺が先生たちの中にも増えているというのは物すごく深刻な事態。県職員の中でも同じです。

さらに、最後に私は、県立病院の民営化問題についても指摘をしなければなりません。

この県立病院の問題は、今日の医療や病院運営の危機、そこに根本的な原因があるわけでありまして、三重県だけの問題ではありません。職員がサボっているからという状況ではないわけでありまして。

これは、長年の総医療費抑制、診療報酬の引き下げなどによって、構造改革、社会保障費の削減の中から出てきた結果です。

公立病院の改革ガイドライン、これによって、特にこれは2007年6月、安倍内閣の閣議決定で、骨太2007で明確に示された内容でありまして、全く公的医療機関の役割を採算性の面からだけ、そして、民間でやれることはすべて民間に任せて、とにかく公立病院こそできないような、高度な、あるいは

不採算な部門に限ってやれというような、そういう内容であります。

しかも、財政健全化法に基づいて、病院などの公営企業も含めた連結決算、これによって連結実質赤字比率などで締め上げて、財政再建団体に追い落そうと、こういうねらいの中から出てきたものでありますから、国へこぞってやっぱり自治体が要求する必要があるにもかかわらず、これに全く追随して野呂知事は、全く三重県の実情がわからないような、それこそあり方検討会の中心メンバー、この人たちによってつくられたこの病院改革という名の民営化路線をそのまま押しつけてきた。だから県議会でも大変な議論になったわけであります。

私は、しかしながら残念なことに、この問題で本当に政策論議もできるのか、三重県議会が、それこそこの問題で知事に対しても政策的に対峙しながら大いに変えていけるのかと期待をしたところではありますが、最終的には残念ながら、県民には知らされないまま、あるいは、実際に働いている人たち、あるいは、それこそ患者さんや家族の皆さんにわからない中で、県会議員の中でもわからないままでの決着、しかもそこに知事の顔は全く見えてこないといったような、こういう結果になったということは極めて残念であります。

やはり、こういう問題は、それこそ県民総参加で大いに議論すべきであるということを強く訴えたいわけであります。

まさに、今日の病院が抱えている問題、医療が抱えている問題、これは政治そのものも問題である、このように思うわけであります。

ですから、そういう意味ではこのような最終決着に私は極めて不満であることも表明しながら、あわせて、改革という名のこのような民営化には断じて許すことができない、このことも強く主張をしたいと思うわけであります。

先行事例の中で出てきている様々な独立行政法人化、あるいはまた、指定管理者制度、この中でも、それこそ文書料、個室料、あるいは分娩料などが値上げされて、入院日数も大幅に短縮される、こういう中で患者の負担による黒字化が強行されているという事実は、枚挙にいとまがありません。命と健康を守るこのような事業を市場原理に任すことを私たちは断じて許せない、

このことを強く主張いたしまして、私の反対討論といたしたいと思います。
御賛同を期待いたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、議案第3号から議案第12号まで、議案第14号、議案第19号、議案第21号から議案第24号まで、議案第26号、議案第27号、議案第29号から議案第31号まで、議案第33号から議案第39号まで、議案第43号から議案第67号まで及び議案第71号並びに議提議案第1号の55件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第2号、議案第13号、議案第15号から議案第18号まで、議案第20号、議案第25号、議案第28号、議案第32号、議案第40号から議案第42号まで及び議案第68号から議案第70号までの16件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

請 願 の 審 議

○議長（三谷哲央） 日程第2、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択3件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず、請願第66号北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターの放流水による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振興策を求めることについて及び請願第67号鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を求めることについての2件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第65号保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書についてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの
県土整備企業常任委員会関係

請願第66号 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターの放流水
による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振興
策を求めることについて

請願第67号 鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を求
めることについて

意見書案審議

○議長（三谷哲央） 日程第3、意見書案第1号より良質な歯科医療の実現を
求める意見書案、意見書案第2号鉄鋼需要の喚起等につながる政策の実現を
求める意見書案、意見書案第3号持続的な水産業を確立するための水産政策
を求める意見書案、意見書案第4号子ども手当の財源の地方負担に慎重に対
処することを求める意見書案、意見書案第5号幼児教育及び保育サービスの
充実を求める意見書案、意見書案第6号核兵器の廃絶及び恒久平和の実現を
求める意見書案、意見書案第7号農家の経営基盤の強化を求める意見書案及
び意見書案第8号改正国籍法の適切な運用を求める意見書案を一括して議題
といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を
省略するとともに、意見書案第3号から意見書案第8号までは委員会付託を
省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質
疑を省略するとともに、意見書案第3号から意見書案第8号までは委員会付
託を省略することに決定いたしました。

討

論

○議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。24番 真弓俊郎議員。

[24番 真弓俊郎議員登壇・拍手]

○24番（真弓俊郎） 今回提出されています意見書案第7号農家の経営基盤の強化を求める意見書案、第8号改正国籍法の適切な運用を求める意見書案については、私たち日本共産党は賛成できない。このことを、理由を述べて討論に参加させていただきます。

まず、農家の経営基盤の強化を求める意見書なんですけれども、このもとになっている、今度の政権がやろうとしている戸別所得補償モデル5618億円というこの中身なんです、国が標準販売額と標準生産額の差額として10アール1万5000円を支払うという内容ですが、農家からは期待外れという声もう既に巻き起こっております。

全国一律で地域の実態に合わない、これが実行されたら、棚田や小区画の田んぼ、この農家の人たちは干上がることは確実です。

また、転作への助成金も10アール当たり7000円に引き下げられ、花や野菜では10アール6万円程度だったのがその他作物とされ、一律1万円にされてしまう、これで農家の振興が図れるのか、大もとのところで私たちは疑問を抱いています。

一番農家の経営基盤の強化を図るための大事なことは、小規模経営、家族経営の農業を振興することが最も大事だと私たちは考えています。

そして、これらのことを行わないようにしてしまう、日米F T A、自由貿易協定や、日豪、オーストラリアとのE P A、貿易連携協定、このことに参入してしまう、日本企業の海外での成長のために農業に犠牲を強いる自由化の拡大、このことにストップをかける。これが、安心して農業が振興できる、農業に従事できる、そのような振興策になると考えています。

実際に、ミニマムアクセス米の義務的輸入、年間77万トン、年間消費量の何と84%もどんどんとW T Oの協定によって義務として引き受けざるを得な

いと国は言っていますが、実際はそうではないという論理もあります。

それが今、膨大な数、倉庫に眠っています。

このような不安を抱えて農家に振興策をついても、全く釈迦に念仏というふうな形ではないでしょうか。

価格保障と所得補償を組み合わせる様々な農業が行える、このことが経営基盤の強化を求める最も大切なことだと考えています。

また、この意見書案では、戸別所得補償の実施と担い手への農地集積の推進等も重要であるというふうに述べられていますが、先ほど述べましたように、家族経営、小規模経営の農業が日本の特徴です。それで日本の食を支えてきた長い歴史があるわけですから、そのことをもう一度目を向ける必要があると考えています。

実際に、民主党のマニフェスト、これでも、小規模経営の農家を含めて農業の継続を可能とし、農村環境を維持する、このように言っています。

無理やり農地を集積して耕起地を増やし株式会社が経営するような、そのことを進める意見書案には私たちは同意ができない、これが反対する理由です。

そして、もう一つの意見書案第8号改正国籍法の適切な運用を求める意見書なんですけど、もともとは2008年6月4日、最高裁で判決が出ました。

それまでに子どもが国籍を得るためには婚姻条件というのが要ったわけですけども、判決内容では、児童が出生によっていかなる差別も受けないという、国際人権B規定や児童の権利に関する条約を引用してこの判決を出されています。

実際には婚姻関係のないフィリピン女性と日本人男性の間の子どもの国籍確認を求める訴訟だったわけですけども、このように、法改正は世界の流れにもなっています。

この婚姻要件、これを改良するために、その年の11月4日に改正案が閣議決定後国会に提出され、すぐに可決が与野党で当時合意をされていました。

ところが、与党からも野党からも、司法による立法への介入だ、神聖なる

日本人の血統を守れ、何か21世紀の文言とは思われないような、そういう反対のファックスなどがどんどんとできて、無理やり審議を延ばして参考人質疑を行ったそうですが、参考人からは、当時出されていたDNA鑑定は人権侵害のおそれがある、また、司法には違憲審査が認められている以上、立法権の侵害には当たらない、このようなことでこの改正国籍法は可決をされ、実施をされているわけです。

私たちは日本共産党の仁比参議院議員も、偽装認知防止のための対応策をとるべきだというふうに法務委員会で述べています。

当時の法務省、倉吉敬民事局長は、母親や関係者に対して事情を聞くなど、事実関係を確認して、偽装認知だけは防ぐと答えています。

実際にその後、これに関する偽装認知の事件も起きていますが、摘発もきちっとされています。当時、反対のファックスで事件にもなったと聞いていますが、その大もとにあるのは、外国人の排斥、差別の問題、特に中国人の人たちや在日朝鮮人・韓国人の人たちへの差別が見え隠れしている、このことはネット上でも随分論議がされたことです。

もちろん私たちとしても偽装認知というのは絶対に防がなきゃいけないと思いますが、この改正国籍法による子どもたちの権利を守る、その方向を阻害する意見書になってはいけない、このような考えからこれも反対とさせていただきます。

以上、その他の意見書については、私たち日本共産党は大いなる賛成の意を述べまして、私の討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、起立により行います。

まず、意見書案第2号から意見書案第6号までの5件を一括して採決いた

します。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号及び意見書案第8号の2件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

特 別 委 員 長 報 告

○議長（三谷哲央） 日程第4、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、地域経済活性化対策調査特別委員会及び地域雇用対策調査特別委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。末松則子地域経済活性化対策調査特別委員長。

〔末松則子地域経済活性化対策調査特別委員長登壇〕

○地域経済活性化対策調査特別委員長（末松則子） 地域経済活性化対策調査特別委員会における調査の経過について御報告申し上げます。

本県の経済は、一昨年のリーマンショックに端を発する経済危機から一部で持ち直しの動きが見られるものの、全体的にはいまだに厳しい情勢から脱

することができません。

本委員会は、本県の地域経済の活性化を図り、地域経済を自立・持続可能なものとし、県民が地域において安心して暮らせるよう、調査に取り組んでまいりました。

本委員会では、昨年6月から9月までの間は喫緊の課題について調査を行い、9月の本会議にて、現場のニーズに応じた施策の充実など、資金繰り対策の強化を要請する委員長報告をさせていただき、中小企業等の金融対策の推進など、その後の緊急経済対策に反映することができたのではないかと考えています。

その後、10月から3月にかけては中長期的な課題について調査を行いましたので、その調査の経過を報告します。

中長期的課題として、今後の成長分野と期待される新エネルギーに関する取組と、地域固有の自然資源など、いわゆる地域資源を生かした取組の二つにテーマを絞り、県外調査や県当局からの聞き取り調査を実施し、地域経済の活性化に向けて調査を行ってきました。

まず、新エネルギーに関する取組についてです。

新興国の経済成長により、化石燃料等によるエネルギーの消費が急激に伸びる中で、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策への対応が求められており、新エネルギーに関係する分野は、これからの成長分野として期待されています。

また、新エネルギーは分散型のエネルギーであり、それぞれの地域に存する自然資源を活用したエネルギーの地産地消の取組を通じて、地域経済の発展に資することも期待されています。

三重県においては、三重県新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電など、新エネルギーの普及啓発が進められ、新エネルギーの種類により差が見られるものの、ビジョンで設定した平成22年度末の導入目標に対して、進捗率は平成20年度末時点で約81%に達しています。

また、三重県の新エネルギー関係の産業施策は、国の研究開発プロジェクト

トの誘致などによる関連技術の研究開発を促進することを中心に取組が進められてきました。

本委員会では、新エネルギーに関する取組について、課題を三つに整理しました。

まず、新エネルギーの普及促進についてです。

三重県では、国の補助制度がない小規模な新エネルギー施設を対象として、導入に対する補助を実施していますが、県内への普及はまだ十分であるとは言えません。

国の補助制度の浸透状況も勘案し、多くの県民が新エネルギーの導入に取り組むことができるよう、効果的な普及促進策に取り組むことが必要です。

次に、産業振興施策との関係についてです。

新エネルギーの導入が促進されると、新エネルギーを利用した製品やサービスの開発が進み、これまでにない技術が求められます。それに伴い、部品製造などのすそ野分野から、産業構造の変革も進んでいくものと思われます。

今後見込まれる大きな技術革新に対し、県内の中小企業等が柔軟に対応できるよう、資金、技術、人材育成などの面において、将来の産業構造の転換を見据え、戦略的に支援に取り組まれることが求められます。

最後に、地域の資源の活用についてです。

新エネルギーは、太陽、風、川、海、森など、地域の資源を有効に活用できるエネルギーでもあり、三重県に偏りなく存する豊かな資源がエネルギー源です。

バイオマスエネルギーの活用など、地域の特性を生かした取組を促進し、地域の魅力づくりや産業の活性化につながる取組を積極的に支援することが必要です。

平成22年度には、新しい三重県新エネルギービジョンの検討が始まります。

県当局は、これらの課題の解決を確実に推進するとともに、新たな新エネルギービジョンの策定に際しては、国の動きを踏まえた上で、総合的な視点から新エネルギーの導入促進が図られるよう、検討を進められることを要望

します。

次に、地域資源を生かした取組について申し述べます。

地域経済の活力の低下が見られる中、地域の産業の主要な担い手である農林漁業者や中小企業者など、地域にあるものに着目し、互いの経営資源を持ち寄り、地域経済の活性化に取り組むことが期待されています。

三重県には、自然環境、歴史文化、農林水産物などの豊かな資源が存在しています。みえ地域コミュニティ応援ファンドやみえ農商工連携推進ファンドによる支援事業を中心に、地域の伝統技術、特色ある農林水産品やものづくり基盤など、地域の特徴を活用し、商品づくりや新サービスの開発、販路開拓などの取組が進められています。これらのファンド事業においては、事業者のほかにもNPOなども参画し、70を超える取組が採択されています。

本委員会において、地域資源を活用した取組について、三つに課題を整理しました。

まず、地域資源の掘り起こしについてです。

三重県には豊かな地域資源が存在していますが、その魅力が地域に埋もれているものはまだまだあると思われまます。

地域資源の活用を進めるためには、まず地域の方々はその魅力に気づくことが必要です。

例えば、学校給食への地場製品の導入を促進することは、児童・生徒だけではなく地域の住民に、主要な地域資源である農林水産物のよさを伝えることとなります。

また、地域に埋もれたままになっている地域資源を掘り起こすため、専門家からアドバイスをいただくことも効果的ではないかと思ひます。

県当局は、地域資源の取組をより活性化させるため、素材となる地域資源の掘り起こしについて、様々な角度から支援を進められるよう要望します。

次に、地域資源の活用を進める組織や人材の育成についてです。

過疎化、少子・高齢化の流れの中、グローバル経済の影響が地域経済にも及び、地域のコミュニティーにおいては、産業を支える人的基盤の弱体化が

見られます。

地域資源の活用は地域での主体的な活動がベースになり、その核となる人材や組織を育成支援することが重要になります。

県当局は、地域にある資源を活用し、地域に密着した産業振興を図るため、ビジネスの手法を用いて地域の課題解決に取り組む方々への支援や、若者を中心とした地域の産業の担い手の育成に重点的に取り組まれるよう要望します。

最後は、中小企業等への支援についてです。

地域資源を活用した取組は、地域に密着した小規模な事業者の取組が中心になります。

これらの事業者は、商品やサービスの開発から、販売戦略の構築、PRや販路開拓などに際し、技術や専門性が不足するため、十分な成果に結びつかないことが懸念されます。

また、一定の成果をおさめた後においても、設備投資などの業務拡大に際しては資金の確保が課題になります。事業者に応じた融資へのアクセスを容易にするため、金融機関への仲介など、金融面での支援も重要です。

県当局は、地域資源を活用した取組において、事業展開のそれぞれの段階で困難が生じたときに、事業を継続、発展させるための再チャレンジが円滑に行えるよう、きめ細かな支援を充実されるとともに、現在ある支援制度が、より多くの方に利用されるよう、市町や関係機関と連携し、さらに広く周知されるよう取り組むことを要望します。

以上、申し述べましたが、新エネルギーや地域資源を活用し、地域経済を自立・持続可能なものにしていくためには、将来の社会経済情勢や三重県の地域特性を見据えたうえで、時代の変化に乗り遅れないよう、果敢かつ着実に施策を講じていくことが必要です。

当局におかれては、本委員会の議論を十分に踏まえ、部局間の連携のもと、総合的な取組をさらに推進されることを要望いたしまして本委員会の報告といたします。(拍手)

○議長（三谷哲央） 藤田宜三地域雇用対策調査特別委員長。

〔藤田宜三地域雇用対策調査特別委員長登壇〕

○地域雇用対策調査特別委員長（藤田宜三） 地域雇用対策調査特別委員会における調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会は、経済不況が本格化する中での厳しい雇用情勢を受けて設置され、これまで、国による雇用対策と、それを受けた県、市町の取組状況の聴き取り調査を行ったほか、県内調査として、少人数分散型で広域にわたり、民間企業や市町等の現場における状況、要望を調査し、雇用状況の回復に向けた課題の解消について検討を行ってまいりました。

雇用対策は状況に応じ迅速、柔軟に進めていく必要があるため、調査結果については随時委員長から報告し、本県施策に反映させるべく、昨年9月、12月の2回にわたり、中間報告を行ってきたところです。

このたび、これまでの調査結果と今後の取組方向等について、これまで実施した中間報告の内容を含めて、本特別委員会としての報告を行います。

まず、本県における雇用の現状についてですが、有効求人倍率が平成19年平均で1.40ポイント、平成20年では1.15ポイントだったものが、昨年6月には記録が残る昭和38年以来最低となる0.40ポイントまで落ち込み、本年1月末現在0.48ポイントまで回復したものの、依然として低い水準にあり、厳しい状況が続いています。

こうした状況に対処するための、行政における雇用対策の実施状況ですが、国の緊急雇用対策による基金積み立てだけで、平成20年からこれまでの間で177億円に達しています。

県と市町において鋭意事業進捗を図っていますが、特に規模の小さい自治体からは、組織体制の増強が伴わず、基金事業まで手が回らないといった声が聞かれるなど、事業が全く行われていない地域が存在する状況は、好ましいものではありません。

今回の基金事業は、つなぎ雇用のみならず、地域における持続的な雇用創出、維持を目的に持つふるさと雇用再生特別基金事業や、成長が期待される

分野での雇用創出、人材育成を支援する重点分野雇用創造事業が含まれています。

しかし、平成23年度末までの期限つき事業であるため、県、市町とも、組織体制も含めた恒常的な取組となる保証はなく、事業効果が単発に終わってしまうことも懸念されます。

また、県としては7次に及ぶ緊急雇用・経済対策を打ち出し、雇用・経済・生活対策を実施していますが、雇用情勢の改善にはほど遠く、失業者の離職期間も長期化しており、雇用保険の受給期間が終了する人が毎月2000人に上ることから、今後ますます離職者のニーズに応じた緊急雇用対策を実施し、生活の安定を図る必要があります。

次に、就職を希望する県内新規高卒者の内定状況ですが、2月末における就職内定率は、県立92.3%、私立93.7%で、未内定者数は合わせて320人と例年になく厳しい状況となっており、卒業後も就労に向けた支援を引き続き行っていくことが求められます。

また、県内の障がい者法定雇用率は全国最下位となり、経済状況が非常に厳しい環境下においては、障がい者の就労は困難となる一方、離職にも拍車がかかり、社会参画が阻まれている状況です。

さらに、平成21年末の本県の外国人登録者数は4万9076人で初めて減少に転じましたが、外国人労働者数は1万5195人、うち、派遣、請負は6731人と報告されており、依然多くの外国人が本県の経済活動を支えているのが現状です。

しかし、昨今の不況により解雇され、再就職に必要な日本語能力を有していないため、失業状態が長期化する状況が散見されており、外国人のニーズに応じた就労支援策が求められています。

このような状況から、当委員会として、次の4点について意見を申し上げます。

1点目は、雇用創出基金事業についてであります。

これまでにない規模により事業を開始してから1年目が経過しようとして

いますが、今定例会に提出されている補正予算の状況を見ると、雇員人数については当初の想定範囲内であるものの、予算額を大きく減額しているため、今後のさらなる効果発現に向け、再度の検討を行う必要があります。

当局におかれては、今後も可能な限り事業の前倒し執行に努められるとともに、事業期間中及び終了後も、雇用継続、創出を目的とした事業については、市町、受託事業者から適宜情報収集を行い、分析と対策を講じ、基金事業の実施要件等、制度に対する要望を聞き取り、必要が生じた場合には迅速に国に対して働きかけを行うことを要望いたします。

また、求職者総合支援センターについても、第三者を入れた協議会を設立するなど、利用者のニーズ把握に努め、よりよいサービスに努められることを要望いたします。

2点目は、新規学卒者の就労支援についてであります。

これまでの学校関係者の努力により、本県の就職内定率は他の都道府県との比較において高い状況ですが、年度内に就職が決まらなかった方への支援を切れ目なく継続する必要があります。

このため、関係機関の密接な連携のもと、より一層の求人開拓に取り組むとともに、未就職卒業者等支援事業の効果的な実施に努め、研修内容に課題がある場合は、年度途中であっても柔軟に対応するなどの支援強化を要望いたします。

また、新規学卒者の就職は、本年度よりも来年度のほうが厳しいとの見方も出ているため、進路指導、職場開拓活動について、人的配置も含めた一層の対応を行うほか、在学中から就労意識の醸成に向けた教育的な取組を行うことを要望いたします。

3点目は、障がい者への就労支援についてであります。

社会全体が不況にある中、一般的な雇用対策を強化すると同時に、障がい者の雇用対策についても一層の取組が求められています。

県として雇用情勢の分析を行う際には常に障がい者のことも考慮に含め、障がい者の個々の特性が最大限発揮できるよう、就職相談から就職紹介、企

業内実習、職場定着まで一貫した支援を行うことを要望いたします。

4点目は、外国人住民への就労支援についてであります。

外国人に対しては、鈴鹿市において、求職者総合センターにハローワークと連携し外国人相談コーナーを設け、地域ニーズに応じた支援がなされているほか、外国人住民を支援するNPO法人等が存在する鈴鹿や伊賀地域などでは、行政と連携した取組が進んでいます。

こうした先導的な取組をモデルとして、県が推進役となり、地域の多様な主体が連携して外国人住民に対する生活・就労支援が一層図られることを要望いたします。

なお、議会及び所管の委員会におかれては、雇用情勢が予断を許さない状況であることから、ただいま申し述べた4点も含め、本委員会の活動を引き継ぐ形で雇用施策の検証、監視、評価を実施していただきたく、申し送りいたします。

以上、申し述べましたが、雇用や就労といった労働政策は、従来から国の権限において立案、財政支出を行い、今回の経済不況に対しても相当の予算が計上されてきました。当然、失業保険、生活保護などのセーフティネット整備や、非正規労働者の増加に対する派遣規制など、国が法律の整備等によって一律に対策を行うことが適切な領域もあります。しかし、そのほとんどの部分は地方自治体が執行するものであり、内容を見ても、交付金、交付税等の形で、比較的地方に裁量がゆだねられているものが多く含まれています。

地域の経済、雇用の回復の効果は、その地域の税収、活力をもたらすという意味で、地方自治体が主体性を持って、地域ニーズに応じて迅速、的確に対応することが必要であり、地方自治体こそがその役割を担うことができる存在です。

国の雇用対策が常に期限を区切って行われるため、県、市町とも、恒常的な実施体制を組むことが難しく、自治体の雇用に対する政策立案能力の蓄積を阻害している一因とも考えられます。

しかし、様々なデータからこの国が転換期を迎えていることが見えつつあ

ることから、従来型の労働政策は国が考えることという考え方を払拭し、今後、地域に密着した雇用就労政策に県として本格的に取り組み、地域に活力を取り戻すことが重要と考えます。

近年における雇用関連の法律の改正等により、労働政策に関する地方自治体の権限、義務が増大し、県に期待される役割も増えています。

折しも地域主権確立に向けた本格的な動きが見られ始めた中、労働局やハローワーク等、国の機関との間において、単なる情報共有にとどまらない密接な連携を保ち、ノウハウの吸収、職員のさらなる資質向上に努めるとともに、市町に対する一層の支援と協働及び産業構造の転換も含めた経済対策の推進により、新たな雇用創出への模索を続け、不安定な雇用環境に身を置く人たちへの、よりきめ細かな対応を行われることを要望し、本委員会としての報告を終わります。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で特別委員長の報告を終わります。

これをもって、本日で日程は終了いたしました。

休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明24日から28日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明24日から28日までは休会とすることに決定いたしました。

3月29日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時36分散会